

宮崎県北部広域 ふるさと回帰強化事業委託業務 審査基準

1. 選考方法および得点配分について

- (1) 審査内容、得点配分は、次の【表1】のとおりとし、各項目の点数の合計が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。
- (2) 最高得点者が2者以上あった場合は、【表1】の⑤の点数が高い者を最優秀提案者とする。
- (3) (2)の選定においても最高得点者が2者以上となった場合は、【表1】の④の点数が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)の選定においても最高得点者が2者以上となった場合は、【表1】の①の点数が高い者を最優秀提案者とする。
- (5) (4)の選定においても最高得点者が2者以上となった場合は、【表1】の②の点数が高い者を最優秀提案者とする。
- (6) (5)の選定においても最高得点者が2者以上となった場合は、審査会の委員長が指名した者を最優秀提案者とする。

【表1】

審査項目	番号	評価の観点	配点
業務の目的等	①	本事業の目的、必要性等に十分理解があり、提案の基本的考え方及び取組方針が妥当であるか。	90
業務の実施体制	②	個人情報管理の徹底を含めた信頼性のある業務の実施体制から、事業遂行能力が十分であると認められるか。	80
申込者募集	③	効果的な宣伝方法などを考えているか。	40
実施内容	④	取り寄せられる特産品が、対象者にとって魅力的なものとなっているか。	90
	⑤	各市町村及び商品に偏りが無いよう公平性が確保されているか。	100
	⑥	独自になされた提案が、本事業において効果的な内容となっているか。	70
費用	⑦	費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。	30
合計			500

## 2. 各評価項目の採点方法について

### (1) ①～⑦の採点方法

上記【表1】に記載した評価項目について、企画提案書の内容により評価を行う。

なお、各項目の採点に当たっては、4段階（優・良・可・不可）にて評価し、その点数は、配点×評価係数（優=1.0、良=0.75、可=0.5、不可=0.25）とする。

### (2) ⑦の採点方法

「実施要領」に記載した委託見積限度額により、「見積書」に記載された見積価格の評価を行う。

なお、見積価格の採点にあたっては、次の計算式により点数を算出する。

$$\text{「⑦」} = 30 \text{ 点} \times \left( \frac{\text{最低見積額}}{\text{見積額}} \right)$$

※小数点以下第2位を四捨五入